

第1347回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 平成28年1月14日 木曜日
開会 10時00分 閉会 12時00分

2 場 所 京都市役所内 教育委員室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	秋道 智彌
	委 員	奥野 史子
	委 員	鈴木 晶子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乘 秀明

4 傍聴者 2人

5 議事の概要

(1) 開会

10時00分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第1346回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案7件

イ 非公開の承認

議案4件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申し出に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全委員の承認が得られた。

イ 議決事項

議第25号 小学校教育課程移行措置要領について

議第26号 中学校教育課程移行措置要領について

議第27号 総合支援学校小学部・中学部教育課程移行措置要領について

○事務局説明 島本 学校指導課長

本日は、議第25号、第26号及び第27号として、平成30年度以降に予定されている「道徳の教科化」について、本市において平成28年4月から一部改正された学習指導要領の内容を先行実施するにあたり必要となる「京都市立小学校、中学校及び総合支援学校（小学部・中学部）」の道徳にかかる「教育課程移行措置要領」の改正について、御審議いただきたい。

今回、一部改正された学習指導要領の内容等について、議案説明資料に基づき説明させていただく。

中央教育審議会の答申を踏まえ、平成27年3月、学校教育法施行規則および学習指導要領が一部改正され、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から、道徳の時間を教育課程上、特別の教科である「道徳科」として新たに位置づけるとともに、内容の改善や問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどが示された。また、一部改正された学習指導要領には、移行措置期間が設けられており、平成27年4月以降であれば、各自治体の判断で、「道徳科」としての新しい教育内容を先行的に実施することが可能となっている。

本市では、研究校を中心に、教科化に向けた調査研究、実践を進めているところであり、小・中・総合支援学校において、平成28年4月から「道徳科」の学習内容を先行的に実施したい。そのうえで、平成30年度以降の全面実施を見据え、課題整理や更なる調査研究、必要な教材開発等に取り組んでまいりたい。

については、一部改正された新しい学習指導要領等に基づいて各校で教育課程を編成するにあたり、その基準となる「教育課程移行措置要領」を作成しようとするものである。

また、一部改正された新しい学習指導要領等に基づき、実際に各校が道徳の指導計画を作成する上で指標となる「教育課程指導計画（京都市スタンダード）」も、現在改訂中であり、本年度中に作成のうえ各校へ配布する予定である。

なお、教科化に伴い、道徳においても評価が行われることとなるが、具体的な評価のあり方や方法等について、現在も国の専門家会議で検討中であり、年度内に指針が示される予定となっている。そのため、評価については、今後示される国の指針内容を踏まえ、平成28年度は（全校実施ではなく）一部の研究校において実践・検証を進めてまいりたい。

年度スケジュールについて、道徳に係る新しい教育課程の全国での全面実施は小学校及び総合支援学校小学部は平成30年度から、中学校及び総合支援学校中学部は平成31年度からとなっている。ただし、平成27年度から移行措置期間とされていることから、本市では平成28年度から新教育課程を先行実施したいと考えている。また、平成29年度には小学校道徳科の教科書採択が予定されており、平成30年度に

向けて必要な諸整備を整えていく。

続いて、学習指導要領の一部改正の概要について説明する。なお、特別支援学校小・中学部学習指導要領の改正内容については、小中学校の学習指導要領の改正内容と全く同じであり、独自の改正内容はない。

主な改正内容について、今回の一部改正の大きな目的は、いじめ問題への対応の充実や児童生徒の発達段階を一層踏まえた体系的なものに改善することであり、その観点から内容項目等が改善されている。

具体的には、「道徳における4つの視点」について、現行の3の視点「主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」と、4の視点「主として集団や社会との関わりに関すること」の順番が入れ替えられている。これは、「自分自身、他者、集団や社会」という体系的な流れをより大切にする観点から、入れ替えられたものである。それぞれ内容項目について、道徳的な価値をより分かりやすく明示するため、キーワードが示されている。これは学習の視点をより明確化する目的も含まれている。いじめ問題に対応する観点から、それぞれの学年段階において、「善悪の判断、自律、自由と責任」「正直、誠実」「親切、思いやり」「感謝」の内容項目を視点の前半に位置づけることで、その重要性が強調されている。中学校までの指導の系統性を図るとともに、いじめ問題への対応を図る観点から、例えば、小学校1・2年生、3・4年生に「公正、公平、社会正義」が、また、小学校1・2年生に「伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度」が新たに設けられるなど、小学校のそれぞれの学年段階において、内容項目が新設されている。中学校においては、内容項目の新設ではなく、順番の入れ替えや項目の統合が行われている。なお、内容項目については、それぞれ学年段階で新設されたり、項目の統合が行われたりした結果、各学年段階での項目数が増減している。

次に、指導に当たっての配慮事項として、学習指導要領の総則において、いじめ防止の関連として新たに追記されている。学習指導要領の第3章に新たに「特別の教科 道徳」を項目立てたうえで、指導の配慮事項として、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れるなど指導方法の工夫のほか、情報モラル、環境（E S D）、科学技術と生命倫理等に関する事柄が追記されている。また、主に道徳の時間に使用する教材についても、配慮事項が新たに追記されている。

評価については、数値による評価ではなく、児童生徒の良い点や成長の様子を把握し、意欲や可能性を引き出し、認め励まし勇気づけるため、記述によってプラス面を評価することが基本とされている。ただし、先にも申し上げたとおり、具体的な評価のあり方や方法等については、現在も国の専門家会議で検討中であり、年内または年度内に指針が示される予定である。その指針の内容を踏まえ、今後、実践・検証を進めてまいりたい。

教育課程編成の基本的な考え方として、まず、教育の理念・目的等が示される「教育基本法」や「学校教育法」等があり、また、学校が編成する教育課程の基準として

「学習指導要領」が国において制定されている。さらに、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、本市では、教育課程など学校の管理運営の基本的事項について「管理運営に関する規則」を校種ごとに定めている。その管理運営規則において、「校長は、毎年度、学習指導要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、教育課程を編成する」としており、この「別に定める基準」にあたるもののが、「教育課程編成要領（移行措置要領）」である。その「教育課程編成要領」に基づき、実際に各校が教育課程を組み、指導計画を作成するが、その具体的な指標となるものとして、各教科・領域別に詳細な指導内容や方法、評価規準等を示す「教育課程指導計画及び評価計画（以下、京都市スタンダードという。）」を作成している。

なお、「教育課程編成要領」は、学習指導要領の改正ごとに、その実施前年に改正している。ただし、移行措置期間中に本市において先行実施を行う場合には、「移行措置要領」を時限的に作成する必要がある。なお、実施前年に「教育課程編成要領」を改正した時点で、「移行措置要領」は効力を失すこととなる。

最後に、今後の予定として、本日、議決後、今月中（1月中）に小・中・総合支援学校に「教育課程移行措置要領」を通知する。あわせて、先行実施する内容等について、校長会等で周知・説明するとともに、管理職や道徳教育推進教師を対象とした研修会等においても、詳細に説明するなど、丁寧に進めてまいりたい。

道徳はすべての担任が週1回授業するが、今回、新たに問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等の指導方法の工夫が求められていることに加え、情報モラルや環境、科学技術や生命倫理等の事柄が新たに追加されることも踏まえ、すべての教員の指導力の底上げを図るため、計画的な研修に取り組むとともに、道徳教育推進教師など高い指導力を有する教員による校内研修等も積極的に推進し、道徳的な価値に迫る授業を確実に展開するための授業改善に取り組んでいく。

また、教科書ができるまで、新しい内容項目に沿った教材開発に加え、教科書は読み物資料（教材）を中心になることを踏まえ、映像や音楽等に頼らない、読み物資料（教材）に基づいた授業を展開する力の向上、全ての教育活動を通じて日常的に児童生徒の変容を図り、それを見取るための仕組みづくり（評価の素地づくり）を進めるなど、道徳の教科化に向けた学校現場の機運を高めてまいりたい。

（委員からの主な意見）

【秋道委員】中央教育審議会の専門家会議は、どのような委員構成であるか。

また、学習指導要領には一般的な記載が多いため、例えば、歩きスマホの危険性や、危険ドラッグ、いじめ、生命倫理、思想や国のあり方など、どの程度まで踏み込んだ指導を行っていくか。琴線に触れる内容等も考えられ、教員の裁量に任せることなく慎重に対応していく必要がある。

【事務局】専門家会議は、学校現場の校長などの学校籍をはじめ、大学教授等10名程度で構成されている。道徳も特別の教科となれば、教科書に基づき指

導していくこととなるが、指導内容や方法等については、学校現場の視点を大事に今後も検討を進めたい。

【秋道委員】道徳は、他教科と関連する内容も考えられることから、教科間の連携も必要である。

【在田教育長】各教科・領域と道徳との関連を示した全体計画を既に各学校で作成している。その質を向上させるとともに、従来の読み物資料を読ませて終わるだけではなく、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れていく。

【星川委員】先行実施する意義を改めて伺いたい。また、新たに評価も行われることになるが、文科省の専門家会議の指針がまだ示されていない中、本市の研究校における取組例はいかがか。

【事務局】現在、小中学校あわせて30校の指定校で研究を進めているが、スムーズに教科化へ移行するためには、今回示された新たな学習内容の指導や学習法について、さらに検証していく必要があり、同時に、教材開発を進めるための先行実施期間としたい。評価については、例えば、校務支援システム内の「いいとこみつけ」機能を活用し、全教員で一人一人の児童生徒のよいところを記載し、積み上げることで、子どもたちの良さを引き出す評価実践等を行っている。また、児童生徒の自己評価も生かしながら、自らの特徴や良さを見出し、教員や保護者と共有することも始めている。

【星川委員】総合支援学校においては、どのように取り組まれるか。

【事務局】学習指導要領上で学習内容の改正はほぼなされていないが、いかに児童生徒の実態に合った取組を進めていくかが課題と捉えている。総合支援学校の児童生徒の特性から、読み物資料だけで変容を見取ることは難しく、実際の生活体験の中から一つ一つの経験をどう生かすかが大切になる。例えば、挨拶は、その行為だけではなく、なぜ挨拶をするのか、笑顔で挨拶が返ってきた時の気持ちなど、実際の体験を重視した指導の中で、児童生徒に問う場面を作っていく。これまでと同様に、道徳の時間だけを捉えるのではなく、学校の教育活動全体の中で、個に応じた指導を開いていきたい。

【在田教育長】新たな教育課程を先行実施する自治体の割合はどの程度あるか。

【事務局】不明だが、28年度から実施する自治体は、本市以外には聞いていない。

【高乘委員】新たな指導内容や指導方法の改善については、現在改訂作業中の京都市スタンダードに反映されると思うが、教育委員会議にはいつ頃示されるか。また、指導内容の改善と同時に、教員の指導力の向上が大きなテーマとなり、今後、校内を含めて研修も充実される中で、どのような体制で推進していくのか。

【事務局】京都市スタンダードは、今年度中に完成予定であり、なるべく早い段階でお示ししたい。教員の指導力向上については、学校指導課及び指導主

事が中心となって担っていくこととなるが、今年度から教育委員会内で校長会も含めた「道徳教育推進プロジェクト」を組織しており、議論の中でもさらに検討してみたい。

【在田教育長】今年度から、6月と10月を道徳教育推進月間として、小中学校すべての学校で公開授業を実施しており、そこでも研修を積み重ねている。

【高乘委員】30年度からの完全実施に向けて、これまでの研修にとどまらず、移行期間の初年度として研修の充実は欠かせない。道徳的実践力は、学校や家庭も含めた日常生活のありようから育んでいく必要があるが、週1時間の道徳の時間について、どのような範囲で何を評価していくのか。

【事務局】小学校の研究指定校では、道徳の時間の学習状況と道徳の時間以外の道徳的行為について、評価を分けている。従来から通知表には、児童生徒の行動として、どのような道徳的行為を行ったかについて記載しているが、評価というよりは、児童の様子を家庭にお伝えするという意味合いが強い。今後、道徳の評価にかかる記述内容については、保護者にも丁寧に説明できるよう、時間をかけて研究を進めていきたい。

【高乘委員】道徳の評価となると、外から見える行動（道徳的行為）で判断しがちだが、行動の基盤にある児童生徒の内面性をどう見取っていくかが重要である。同じ行動でも、そこに至る内面的な背景には違いがある。その内面性を耕すための評価につながることを期待したい。

【鈴木委員】道徳性を育むための具体策として、例えば、自分と向き合う時間や、自分の未来の姿を描く時間の確保も効果的である。また、同じ学級の児童生徒の良いところを、本人が喜ぶような言葉で指摘できるなど、まさに言語活動が問われることとなる。新たな内容項目の一覧に沿って、自らの強みを少しずつ増やしていくことで道徳性を育むマップとして活用されることを期待したい。これまで京都市が取り組んできたことを踏まえ、今後はどのように道徳教育が変わっていくか、新たな指導方法の検討状況については、共有していきたい。

【事務局】教員が、意図的に取組を進め、児童生徒を見取ることができているかが、評価の在り方を考えるうえでの大前提であり、最も重要であると考えている。

【鈴木委員】本市の「便きょう会」の取組は、自分磨きにつながるという考え方で、海外でも大きな反響がある。児童生徒の道徳性を育むうえで、様々な京都ならではの取組も生かしてもらいたい。

【奥野委員】先行実施される中で、保護者や児童生徒が道徳における評価をどう捉え、また、教科化によって児童生徒にどのような変化がみられたのかなど、家庭（保護者）からの評価を聞くことも必要ではないか。例えば、モデル校において、学校評価にかかる保護者からの意見を活用するなども効

果的と考えられる。評価されることで、児童生徒の意識も変わるだろう。

【事務局】道徳の評価と、学校評価に関連を持たせる点は新たな視点であり、研究校の取組も参考にしながら検証にしたい。

(議決)

教育長が、議第25号、26号及び27号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第28号 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○事務局説明 清水 総務課長

議第28号は、学校教育法等の一部改正により「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されることに伴い、既存の関係条例の内、本市の義務教育学校設置の如何にかかわらず改正が必要な条例について改正するものである。

整備が必要と考えているのは全部18条例あり、公の施設の利用料金等に係る規定が主なものとなっている。これらは、例えば、平成28年度中に他の自治体や私立学校等で制度の導入があった場合に、それらの学校の児童生徒の利用料金に關係し、改正法の施行日に合わせて整備しておく必要がある条例である。条文上「小学校」や「中学校」といった文言に括弧書き等で「義務教育学校」という文言を加える等が、本改正の趣旨である。

なお、18条例の内、所管条例の数は教育委員会と文化市民局が5条例と同数で最多であるが、今回の条例改正の基礎である法改正の内容及び趣旨等から、教育委員会において他局所管分も含め、一括して改正条例を市会に提案するものである。また、本日、条例案を議決いただいた後市会に提出させていただき、市会において議決後は「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行日に合わせ、平成28年4月1日に施行される予定である。

(委員からの主な意見)

【秋道委員】関係する条例を漏れなく改正する必要があるが、漏れが無いように進めてほしい。また、小中一貫校は校長を学園長としているところもあるが、義務教育学校制度の導入によって校長の職名も新たに規定することになるのか。

【事務局】条例はデータベース化されており文言の検索が可能であり、漏れはない。また、校長という職名自体変更されることはない。学園長等は、これまでもあくまで呼称として取り扱っているものである。

(議決)

教育長が、議第28号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第29号 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第30号 京都市立学校管理用務員の給与の特例に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明)

○ 東 教職員人事課長

本議案は管理用務員の給与の特例に関する条例を改正するものである。市会での審議において平成27年度補正予算と平成28年度当初予算と異なるため、別の議案として提案させていただいている。給食調理員については、規則改正となるため、条例案の市会議決後、別途お諮りさせていただく。

本来、教職員の給与改定に伴う条例案についても諮るべきところだが、教職員給与条例の基となる京都府の条例案がまだ確定していないため、こちらについても別途お諮りさせていただく。

今回の案件は、人事委員会勧告に基づく改正が中心となるので、まず京都市と京都府の勧告の主な内容等について御説明させていただく。

市・府ともに、公務員給与が民間企業の平均を下回るため、月例給・ボーナスとともに2年連続の引上げ勧告となっている。また、給与制度の総合的見直しについても、実施するよう勧告されている。

まず「給与制度の総合的見直し」について御説明させていただく。平成18年にいわゆる給与構造改革が行われたが、なお民間給与の低い地域における官民の給与較差や50歳台後半の高齢層における官民の間で給与較差が生じていたりと、給与制度面での課題が解消しきれていないということで、国が平成27年4月に給与制度の更なる見直しを行った。これを「給与制度の総合的見直し」という。

国と同様の課題を抱えている地方公共団体においても速やかに取り組むべしとされていることから、本市を含む各地方公共団体において、見直しが検討してきた。

国における具体的な見直しの内容は大きく3点ある。1点目は「地域間の給与配分の見直し」の観点で、給料表の水準を民間給与が低い地域の水準に合わせて平均2%引き下げたうえで、地域における民間給与をより適切に反映できるよう、地域手当の再配分を行っている。

2点目は「世代間の給与配分の見直し」の観点で、給料表の水準を平均2%引き下げるに当たり、世代ごとの官民の給与水準差を考慮し、若年層の引下げを極力抑える一方、50歳台後半層について最大4%の引下げを行っている。

3点目は勤務実績に応じた給与配分を推進するという観点で、勤務実績によって支給する手当の額の引上げや支給対象の拡大などを進めている。

次に、国の見直しを踏まえた本市における見直し内容について御説明させていただく。

まず給料表の水準については、国の改定率に準じて平均2%，最大4%の引下げを行う。

次に地域手当については、東京都23区に勤務している職員や医師・歯科医師の支給割合について、国基準に基づく引上げを行うが、通常の市内勤務の職員については、国の基準が据え置かれたため10%のまま変更ない。したがって本市職員については、給料表が2%下がる一方、地域手当が据置きとなり、給与水準が純粋に下がる形となる。

この他、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国に準じた改定を行う。

本市における給与制度の総合的見直しの実施時期については、平成28年4月1日を予定している。給料の切り替えに伴う経過措置は、平成31年3月31日までの3年間実施予定である。

なお、今回の提案とは直接関わらないが、市全体として、住居手当や通勤手当の改定が予定されている。特に住居手当については、全国的に廃止の方向に進んでいる持ち家に係る住居手当を段階的に廃止し、国に準じた制度に移行するという、大きな改正である。

以上の勧告の内容等を踏まえ、条例改正が必要として今回議案にあげさせていただいているものについて、それぞれ御説明させていただく。

まず、平成27年4月1日実施分の条例案について御説明する。管理用務員の給与については、本市の常勤職員に準じた改定となる。給料表の改定については、市の勧告に基づき月例給を平均0.3%引き上げるべく給料表を改定している。

給料表改定の影響額については、管理用務員の平均引上げ額は約1,100円、同水準の給料表を適用する給食調理員の平均引上げ額は約1,220円となる見込みである。給料表の改定については、本市の職員と同様に、平成27年4月1日に遡っての適用となる。改定に伴い発生する4月以降の給与差額は、条例改正後に一括して支給する予定である。

次に、平成28年4月1日実施予定の条例案について御説明する。

本条例案では、「給与制度の総合的見直し」の実施に伴う給料表の改定、そして地方公務員法が改正されたことに伴う級別基準職務表の制定を行う。

まず給料表の改定については、本市の常勤職員に準じ、月例給を平均2%，最大4%引き下げる改定を行う。世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層の多い低位の級や号給は据置き又は引下げ額が小さく、高齢層の多い高位の級や号給になるにつれ、引下げ額が大きくなる。

給料表改定の影響額は、管理用務員が平均約8,300円の引下げとなり、最大の

引下額については、1級で3,600円、2級で10,900円、3級で16,200円となる。ただし、平成31年3月31日までの3年間は、いわゆる現給保障が実施されるので、平成28年3月31日時点の給料月額が給料として支給される。

次に、級別基準職務表の制定についてである。職員の給与は、その職務と責任に応ずるものとする「職務給の原則」を徹底させるという趣旨で、平成28年4月1日施行予定の改正地方公務員法において、地方公共団体は給与条例で「等級別基準職務表」を定めることとされた。これに伴い、基準となる職務を条例で定めるものである。

議案についての御説明は以上である。

冒頭にも申し上げたとおり、府の条例改正に基づく京都市教職員の給与等に関する条例の改正については、府の改定内容が固まり次第、別途お諮りさせていただく。

(委員からの主な意見)

【秋道委員】 級別基準職務表では知識、技術及び経験等が基準となっているが、管理用務員の2級・3級はどのように昇格する者を決定しているのか。

【事務局】 要件として一定期間以上の勤務経験が求められるが、その他勤務成績や学校長の内申を踏まえて選考している。また3級への昇格に当たっては教育委員会が直接面接のうえ選考している。

(議決)

教育長が、議第29号及び30号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

議第31号 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の制定について

(事務局説明)

○東 教職員人事課長

「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」について説明させていただく。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権第4次一括法により、平成29年度を目途に、指定都市に係る県費負担教職員の給与負担等が、道府県から指定都市に移譲される。

この給与費移譲により、管理用務員、給食調理員を除く小・中・特別支援学校の教職員の勤務条件が、これまで府の条例に基づいていたところ、市の条例で定め直す必要がある。11月の教育委員会で、給与費移譲に伴う勤務条件の変更について報告させていただいたが、任命権、給与負担がともに京都市となることから、勤務条件については、府の制度から市の制度へ切り替えることを基本に、教職員特有の勤務条件または学校事情を踏まえた条件設定が必要なものについては、府の制度を残すとの考え方のもと、この間、教職員組合とも折衝・交渉を行ってきた。

こうした経過を踏まえ、教職員の勤務条件に関する基本条例となる条例案の説明をさせていただく。現在、府費負担制度のもと、小・中・特別支援学校の教職員は府の条例を適用し、高校・幼稚園の教職員は府並条件を定めた市の条例を適用している。平成29年4月以降は府制度から原則市制度への抜本的な変更となることから、現行の「京都市教職員の給与等に関する条例」を廃止し、新たに「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」を制定する。市制度を基本に、教職員特有の条件は現行の府制度を取り入れた形で制度設計しており、市長部局が所管する条例とは別に制定することとし、市制度と同じ条件については準用規定とすることで、整合性を図っている。

条例の概要であるが、第1章に条例の趣旨や各用語の定義を示した総則、第2章に退職手当や旅費を含む給与関係、第3章に休暇・休業を含めた勤務時間関係、第4章に雑則という4章・62条の構成となっている。これに附則12項、別表として給料表、級別基準職務表、特殊勤務手当の種類と額を示した表がついた構成となっている。

主な規定事項であるが、給与関係は給料の月額、手当の種類と要件、金額を規定している。その他にも退職手当の算出基準、旅費の支給、給与の支給方法等について規定している。給料表については、教育職員は現行の府の給料表と同水準のものを使うが、学校事務職員の給料表については、現行給料表を廃止し市行政職給料表の1級から5級部分までを準用のうえ、「学校事務職員給料表」として規定している。勤務時間については、市職員と同様に1週間について38時間45分を超えない範囲内を規定しており、具体的な勤務の時間帯、休憩時間については規則事項となっている。また、教員に時間外勤務を命じる場合の要件、いわゆる超勤4項目については、法律で定まっているが、この条例においても規定している。休暇についても、市職員と同様としている。休業については、地方公務員法で規定されている休業を改めて規定している。その他の事項として級別基準職務表を規定しているが、地方公務員法が改正されたことにより、平成28年4月以降、条例で規定する必要があるため、併せて条例規定する。級別基準職務表は2級であれば教諭、3級は教頭、4級は校長と位置付けるものである。学校事務職員については、給料表が変わることから、新たに級別基準職務表を定めるとともに、補職名を新たに設定している。

次に関係条例の改正について説明させていただく。新たに「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」を制定するにあたって、現行の市条例について、改正が必要となるものが出てくる。「京都市職員の分限に関する条例」、「京都市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」については、給与費の府費負担時には府の条例に基づき、分限や懲戒を発令するが、移譲後にこれらの発令を引き継げるよう規定を設ける。「京都市職員の育児休業等に関する条例」、「京都市職員の配偶者同行休業に関する条例」については、今回、教職員の勤務条件に関して基本条例として1つにまとめることから、内容について準用できるよう、条文整理、文言整理を行う。「京都市職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する条例」、「京都市教職員の給与等に関する条例」、

「京都市教職員に係る退職手当の支給制限等の処分の手続きに関する条例」、「京都市教職員互助組合に関する条例」については、移譲後にも引き続き適用除外できるように、または新条例の制定を機に廃止する改正を行う。

今後の予定であるが、本日の議決後、1月中に準備を済ませ、2月市会に上程したいと考えている。条例が可決成立した場合、規則の制定・改正等の条例以下の規定整備を行い、学校へ通知していく予定である。なお、今回の新条例案は、現段階では、平成28年4月に給与費移譲されたと仮定した場合に、必要となる内容を規定しており、実際には、平成28年度の給与改定があり、経過措置が必要な場合も出てくる。平成28年2月市会で制定し、必要な場合には、平成29年2月市会で、給与額の変更等、改正を行う予定である。

(委員からの主な意見)

【星川委員】システムについて、他都市の多くが小規模な改修に止まる中、京都市が大幅な改修（開発）となってしまうのはなぜか。

【事務局】他都市の多くが教職員を市長部局のシステムに組み込むため、比較的小規模となっているが、本市は任命権者ごとにシステムが分かれしており、教職員のシステムを教育委員会として一から開発する必要があるため、規模が大きくなる。

【星川委員】システムの構築に経費はいくらかかるのか。

【事務局】合計で約13億円である。

(議決)

教育長が、議第31号に対して採決を行い、各委員「異議なし」を確認。

(4) その他

○教育長から、前会議以降の主な出来事等について報告

- ・1月11日 成人の日記念式典について
学校歴史博物館 平成27年度入館者数について

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

12時00分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長